

「検察庁法改正反対声明」

2020年05月15日

日本弁護士連合会 会長 荒 中氏が、4月6日、「検事長の勤務延長に関する閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明」を出した。この問題は、日本の民主主義にとって重要なことだと思うので、転載したい。

〈政府は、本年1月31日の閣議において、2月7日付けで定年退官する予定だった東京高等検察庁検事長について、国家公務員法（以下「国公法」という。）第81条の3第1項を根拠に、その勤務を6か月（8月7日まで）延長する決定を行った（以下「本件勤務延長」という。）しかし、検察官の定年退官は、検察庁法第22条に規定され、同法第32条の2において、国公法附則第13条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとされており、これまで、国公法第81条の3第1項は、検察官には適用されていない。これは、検察官が、強大な捜査権を有し、起訴権限を独占する立場にあって、準司法的作用を有しており、犯罪の嫌疑があれば政治家をも捜査の対象とするため、政治的に中立公正でなければならず、検察官の人事に政治の恣意的な介入を排除し、検察官の独立性を確保するためのものであって、憲法の基本原理である権力分立に基礎を置くものである。したがって、国公法の解釈変更による本件勤務延長は、解釈の範囲を逸脱するものであって、検察庁法第22条及び第32条の2に違反し、法の支配と権力分立を揺るがすものと言わざるを得ない。

さらに政府は、本年3月13日、検察庁法改正法案を含む国公法等の一部を改正する法律案を通常国会に提出した。この改正案は、全ての検察官の定年を現行の63歳から65歳に段階的に引き上げた上で、63歳の段階でいわゆる役職定年制が適用されるとするものである。そして、内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案し」「公務の運営に著しい支障が生ずる」と認めるときは、役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職で勤務させることができるようにしている（改正法案第9条第3項ないし第5項、第10条第2項、第22条第1項、第2項、第4項ないし第7項）。

しかし、この改正案によれば、内閣及び法務大臣の裁量によって検察官の人事に介入をすることが可能となり、検察に対する国民の信頼を失い、さらには、準司法官として職務と責任の特殊性を有する検察官の政治的中立性や独立性が脅かされる危険があまりにも大きく、憲法の基本原理である権力分立に反する。よって、当連合会は、違法な本件勤務延長の閣議決定の撤回を求めるとともに、国公法等の一部を改正する法律案中の検察官の定年ないし勤務延長に係る特例措置の部分に反対するものである。）

安倍首相は「決められない政治」ではなく、「決める政治」をすと言って、政権運営をしてきた。しかし、その内実は閣議決定をし、その後、国会審議にかけ、多数を保つ衆議院で、強行採決によって強引に可決成立させてきた。検察庁法の改正も同じ手法で突破しようとしている。問題は「内閣又は法務大臣が『職務の遂行上の特別の事情を勘案し』『公務の運営に著しい支障が生ずる』と認めるときは、役職定年を超えて、あるいは定年さえも超えて当該官職で勤務させることができるようにしている」ことである。内閣、法務大臣の意向による人事が行われると、権力に忖度するようになり、検察官の独立性が保てない。それは、ファシズムにつながる。安倍首相は自分の意に沿う人を集め、優遇し、そうでない人を排除している。民主主義は反対者の声を聞き、彼らと共生する政治システムである。安倍政権を早く退陣させなければ、日本の民主主義は壊れてしまう。